

<交通安全テスト>

平成26年2月号

(中学・高校生用)

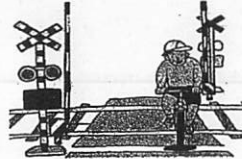
正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車は「一時停止」の標識がある場所では、必ず一時停止し、周りの安全を確認してから進む。



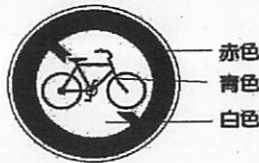
①	○
---	---

- ② 踏切では、必ず一時停止をし、安全を確認してから進行しなければならない。



②	○
---	---

- ③ この標識は「自転車をここへ止めてはいけない」という意味である。



③	×
---	---

- ④ 少しの時間だったので、点字ブロックの上に自転車をとめて、買い物に行った。

④	×
---	---

- ⑤ この標識のある一方通行道路では自転車は、逆行することができる。



⑤	×
---	---

- ① 自転車は「一時停止」の標識がある場所では、必ず一時停止し、周りの安全を確認してから進む。【○】

A: ● 道路交通法第43条(指定場所における一時停止(抜粋))

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3交差点の通り方(2)(抜粋)

ア、「一時停止」の標識のあるところでは、自転車は一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通らましよう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましよう。

- ② 踏切では、必ず一時停止をし、安全を確認してから進行しなければならない。【○】

A: ● 道路交通法第33条(踏切通過(抜粋))

車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2走行の注意(6)

踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、自転車を押して渡るようにしましよう。

- ③ この標識は「自転車をここへ止めてはいけない」という意味である。【×

A: ● 道路交通法第8条の1項(通行禁止等)

歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

- ④ 少しの時間だったので、点字ブロックの上に自転車をとめて、買い物をしに行った。【×

A: ● 交通の方法に関する教則第3章第2節4歩行者などに対する注意

(6) 自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければなりません。また、点字ブロックの上や近くには駐車しないようにしましよう。

近くに自転車駐車場がある場合は、自転車はそこに置くようにしましよう。

- ⑤ この標識のある一方通行道路では自転車は、逆行することができる。【×

A: ● 道路交通法第8条(通行の禁止等)

歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。